

# 我が国金融構造の変化と今後の課題

大久保良夫

## 1.はじめに

我が国の経済的地位の向上に伴う内外交流の活発化、技術革新による機械化の進展、所得水準の上昇に伴う国民の経済行動の変化は、我が国経済全体の構造変化をとらえる上で重要な視点であるが、金融の分野においてもこのような構造変化が顕著に現れてきている。即ち、金融の国際化、機械化、大衆化は、相互に影響を与えながら、金融の自由化を促す大きな要因となっているとともに、我が国金融の基本的なあり方について大きな問題を投げかけている。

## 2.金融の国際化

貿易取引の拡大等経済取引の国際化に伴って、我が国金融の国際化の度合いが強まっており、このことが金融の自由化を促す一つの要因となっている。我が国では既に、外為法の改正によって、資本取引の原則自由化が達成されたところであるが、金融の国際化は今後も一層進展すると思われる。

金融の国際化には、金融取引の国際化と金融機関業務の国際化という二つの側面があるが、これらは我が国の金融制度や取引慣行、金融機関経営にどのような影響をもたらしているのであろうか。

まず、短期資金の流出入についてみると、54年頃から非居住者による我が国短期金融市場の利用が活発化しているほか、居住者の外貨預金運用やインパクト・ローン取入れ等に伴う資金の流出入が増大している。非居住者の現先市場への参加は54年5月に認められ、これを主として短期資金の運用の場として利用しており、また、CD市場へも市場発足当初から参加している。さらに、現在具体案につき検討が行われている円建BA市場が創設されれば、非居住者の短期金融市場への参加は一層活発化すると思われる。こうした非居住者の国内金融市場への参入に加え、金融機関業務の国際化が進展していることもあって、国内市場と海外市場の間の金利裁定取引が活発化している。本年4月には、いわゆる円転規制が撤廃され、海外において調達した外貨資金を国内で円に転換して運用する途が広がったことから、金融機関の内外市場を通じた金利裁定取引は一段と活発化している。

次に長期資本の流出入についてみると、非居住者からの対内証券投資や円建外債の発行の増大、居住者による外債発行の増大などから、流出入の規模は近年急速に拡大している。45年12月に初めて発行された円建外債は、当初は国際金融機関が中心であったが、50年代には外国政府等公共機関の発行が増大し、54年には海外民間企業（シアーズ）も円建外債を発行した。円建外債の発行に際しては、担保が必要とされず、利回りは市場実勢により決められ、償還期間も多様化されるなど、その発行条件は弾力的に運用されている。また、居住者による外債発行は、50年代に入り、スイス・フラン債、ドイツ・マルク債を中心に発行額が飛躍的に増加しており（50年16億ドル 55年37億ドル 58年112億ドル）、企業の内外資本市場からの資金調達額に占める外債のウェイトも58年で46%にも達している。

こうした居住者による外債発行の増大や非居住者による円建外債の発行の増大は、有担保主義を原則とした我が国の社債発行制度にも影響を与えている。海外市場において円建で発行されるいわゆるユーロ円債については、日米円ドル委員会での合意を反映した形で、外国の民間企業に起債が認められることになったほか、居住者の適債基準についても先般緩和措置が講じられたところであるが、これは我が国社債市場の国際化を促す一つの要因になるものと思われる。

また、例えば中長期ユーロ円貸付の問題にみられるように、取引の国際化は国内の金融制度と関わるものであるため、国際化措置を講じる場合には、国内の金融制度への影響について十分検討する必要がある。

次に、金融機関業務の国際化の現状をみてみよう。邦銀の国際業務は、貿易金融を中心とした第1段階（25年～40年代前半）、日系企業向け対外貸付が増大した第2段階（40年代後半～52年）を経て、現在、シンジケート・ローン等が拡大し、業務の多様化が進んだ第3段階（52年以降）にあるといえる。

## 我が国短期金融市場への非居住者の参加状況

区分	昭和 55 年	56	57	58
現先市場残高 (A) (億円)	48,184	46,502	43,929	42,035
非居住者買現先残高 (B) (億円)	1,933	4,533	6,155	4,294
(B) / (A) (%)	4.0	9.7	14.0	10.2
CD 発行残高 (A) (億円)	23,461	27,151	38,413	51,914
非居住者 CD 保有残高 (B) (億円)	1,383	568	1,174	2,179
(B) / (A) (%)	5.9	2.1	3.1	4.2
全国銀行預金残高 (A) (兆円)	145.46	159.24	173.62	184.77
非居住者円預金残高 (B) (兆円)	n.a.	1.28	1.52	1.47
(B) / (A) (%)	n.a.	0.8	0.9	0.8

(注) 計数は月末残高の年中平均。

(資料) 日本銀行「経済統計月報」等

邦銀の国際業務の進展に伴って、国際業務の金融機関経営に占めるウエイトが急速に増大している。これを58年度についてみると、都銀では運用勘定の38%、営業収益の47%、営業粗利益の18%が国際業務部門のものとなっている。また、海外拠点の充実に伴って、海外における活動が邦銀の国際業務の中心となりつつある。

国際業務部門における資金運用、資金調達の特徴は、コール取引や預け金取引といったいわゆる資金取引にかかるもののウエイトが大きいことである。すたわち、運用面についてみると、国内業務部門において約7割のウエイトを占めている貸出金は国際業務においては3割程度にとどまっており、現金・預け金やコール・ローンのウエイトは国内業務部門では、1割程度であるのに対し、国際業務部門では4割程度にまでのぼっている。他方、調達面においても、預金のウエイトが大きいことは、国内・国際両部門を通じて共通であるが、国際業務部門においてはユーロ市場等におけるインターバンク預金や国内における外貨預金等比較的大口の市場性資金のウエイトが高いことが特徴となっている。

このような特徴をもつ国際業務部門が増大していることは、金融機関経営に大きな影響を与えている。第1に、相対的に国際業務部門のウエイトの高い都市銀行の預貸金利鞘は、海外金利の高騰を映じて、他業態より悪化している。また、自己資本比率、流動性資産比率といった運用諸比率についてみても、都市銀行の場合は、資金取引に伴う預り金及び、預け金の増嵩もあって、自己資本比率は相対的に低く、流動性資産比率については相対的に高くなっている。

国際業務には、カントリー・リスクをはじめとする国内業務にはないリスクが存在するため、こうしたリスクに対応していくことが極めて重要になってきているほか、以上述べたように国際業務の拡大そのものが、金融機関経営の健全性を図るうえでも重要になってきている。

### 3. 機械化

#### (1) 現状

金融機関の機械化は、従来、金融機関内部の機械化（第1次）から、金融機関相互間のオンライン化（第2次）を中心に進展してきた。現在、金融機関の本支店を結ぶオンラインは、既に全国銀行、相互銀行、信用金庫のすべてに導入されており、またCD（現金自動支払機）、ATM（現金自動預入支払機）は58年末で約30,000台稼働しており、全店舗の82%に設置されるに至っている。また、金融機関相互間のオンライン化の進展も目覚ましく、内国為替取引を行う全銀データ通信システムやCDのオンライン提携等の形で進展している。59年1月からは、従来SICSとTOCSに分かれていた都銀のCDオンライン提携がBANCSとして統合されたほか、全銀データ通信システムも59年8月から信組、労金、農協の参加により全民間金融機関の加入が実現した。

現在、以上に加え、金融機関と企業、家庭等外部とのネットワーク化といういわゆる第3次オンライン化の段階を迎えつつある。

まず、企業と銀行とを結ぶファーム・バンキングは、企業のホストコンピュータ、パソコン、ファクシミリ、電話、テレックスといった各種メディアを利用してデータのやりとりを行うもので、サービスの内容としては、口座の残高・入出

金明細等の照会・通知サービス，口座振替等の資金振替サービス，外為情報等の情報提供サービス，財務分析等のコンサルティングサービス等がある。現実にはファーム・バンキングはまだ緒についたばかりではあるが，本年以降サービスを開始する金融機関数が急増することがアンケート調査（大蔵省，58年11月）により明らかになっており，また今後は米国のように，企業の資金管理・運用の効率化を主眼とする本格的なCMSが展開することも考えられる。

またホーム・バンキングは，家庭に設置される端末（電話，ミニファックス，パソコン，ビデオテックス，双方向CATV）と銀行のコンピュータを接続し，家庭に居ながらにして金融サービスを受けられるシステムである。サービスの内容としては，預金残高・入金明細等の照会サービス，振込・振替の資金移動サービス，為替相場，金利情報等の情報提供サービス等が考えられている。ホーム・バンキングは，米国では実験から実用の段階に移りつつあるが，我が国においては，59年9月から東京の三鷹・武蔵野地区で開始されたINSモデル実験の中で，キャプテン端末を利用した同一銀行・同一名義口座間の資金移動が11月から，さらに他行間・他人名義口座間の資金移動が60年3月から開始されることとなり，今後のホーム・バンキング実用化のための第一歩として注目される。

さらに小売店などの端末機と金融機関のコンピュータとをオンラインで接続し，売場での端末操作によって販売情報の管理と売上代金との即時決済を同時に可能とするいわゆるバンクPOSについても，59年5月の大蔵省通達により同一銀行・同一店内の資金移動について認められ，59年12月からは東海銀行とトヨタ生協の間でサービスが開始された。

## （2）今後の展望

金融機関と企業，家庭等外部との機械化は，技術革進の一層の進展，機械化に対するニーズの高まり，行政の弾力化等により，今後一層進むものと思われるが，それが我が国金融に及ぼす影響は，従来の金融機関内や金融機関相互間の機械化とは質的に異なるものがあると思われる。まず，金融機関業務に及ぼす影響としては，業務内容の変化，新商品の開発，店舗の変容，営業日・営業時間の変化が生じる。また金融機関相互間のオンライン化は業態間の業務提携，それを通ずる金融機関相互間の系列化・再編成を促すほか，企業，家庭等との間では取引行数が減少し，いわゆるメインバンクが絞られてくる可能性もある。さらに，機械化の進展に伴い現金節約効果が強まる，公開市場操作の機動性が増すなど金融政策への影響も考えられる。

また，機械化に当たっては，金融機関の公共性等に鑑み，以下のような検討を要する課題がある。まず，金融機械化システムに障害が発生した場合には，その影響は広範囲に及びかつ深刻なものになることが予想されることから，特に高い安全対策が早急に講じられなければならない。この点は金融機械化懇談会（銀行局長の私的懇談会）が59年3月にまとめた「金融機械化システムの安全対策」においても指摘されているところである。次に，広範なネットワークを効率よく構築していくためには，現在バラバラになっているハードウェア，ソフトウェアを標準化し，また統一的な通信規約体系を作り上げ，システム間の接続困難性を克服していくことが肝要である。さらに，オンラインを利用した決済は，従来の現金，手形，小切手等とは異なる新しい決済の方法であるため，事故・犯罪等の場合の責任分担，コンピュータを利用した行為の法的証拠能力等の法律関係を明確化し，取引の安全を図っていくことが必要である。

## 4.国民の経済行動の変化

今後，金融機関にとって，個人との取引は預金を吸収するだけでなく，為替決済サービスや当座貸越等を含めた取引の総合化が課題になってくるものと思われる。以下では，この点につき個人の運用・調達に分けてみていくこととする。

### （1）個人の資金運用

マネーフロー面から個人部門をみると，戦後一貫して資金余剰部門であることがわかる。特に，個人金融資産の増加額は，40年代以降，急激に増加している。個人部門の資金運用の動向を金融資産別にみると，定期性預金のシェアは上昇傾向にあり，50年代に入ってから個人金融資産残高の過半を占めるようになった。これは郵便貯金の大幅な増加によるところが大きい。一方要求払預金のシェアは遞減し，1割を下回るようになった。有価証券に対する運用についてみると，株式のシェアは，40年代以降著しく低下し，他方で公共債のシェアは上昇傾向にある。その中でも，国債の大量発行を背景にした公共債のシェアの拡大，中期国際ファンドの拡大による投信のシェアの拡大が目立つ。

また，最近登場した高利回りの金融商品（期日指定定期預金），新型貸付信託（ビック），新型金融債（ワイド），中期国債ファンド等の伸びが目立ってきている。この背景としては，個人の金利選好の高まりがあると考えられる。この点について，貯蓄増強中央委員会の「貯蓄に関する世論調査」によれば，貯蓄の選択において，利回りを重視する家計の割合は年々高くなってきていることがわかる。金融機関にとってもこれらのニーズへの対応が求められよう。

都市銀行における機械化の歩み

	機械化	備考
昭和 25～6年頃	預金事務処理に単能機導入	・会計機，加算機，紙幣・硬貨計算機等
27～8年頃	パンチカードシステム（PCS）の導入	・預金，貸出等の諸報告書作成，決算事務，給与計算事務等顧客とは直接関係ない後方事務処理の機械化
35年頃	コンピュータの導入	・電話料金の自動振替
39年	普通預金の単科目オンライン	・営業店の事務処理データを事務センターに転送し，事務センターに設置されたコンピューターにより処理する（オフライン）
40年	このころ第一次オンラインシステム一部導入開始	
41年		
42年		
43年		
44年	CDの導入（オフライン）	・給与振込
45年		
46年	オンラインの提携一部開始，CDのオンライン化開始	
47年		・総合口座
48年	全国銀行データ通信システム発足	・オンライン，リアルタイムによる為替事務処理組織
49年		
50年	NCS（日本キャッシュサービス株）営業開始 このころ第二次オンラインシステム一部導入開始	・店舗外CDの共同利用機構
51年		
52年		
53年		
54年	ATM導入	
55年	SICS，TOCS発足	・（ACS，SCS，信金ネットキャッシュサービスも発足）
56年	OTM導入	
57年		
58年		・（SOCS発足）
59年	BANCS発足，全国銀行データ通信システムに全金融機関加盟，バンクPOS一部開始	・東京三鷹・武蔵野地区でのINS実験開始

## 個人部門の金融資産・負債増減

(単位 兆円)

区分	昭和31～ 35年平均	36～40	41～45	46～50	51～55	56	57	58
個人金融資産増減	1.5	3.3	8.0	19.5	32.0	38.8	39.7	41.7
個人金融負債増減	0.5	1.1	3.4	8.0	11.6	10.7	10.7	12.6
個人部門過不足	1.0	2.2	4.6	11.5	20.4	28.1	29.0	29.1

(資料) 日本銀行「資金循環勘定応用表」

## 個人部門の金融資産残高構成比の推移

(単位 %)

年末	昭和31～ 35年平均	36～40	41～45	46～50	51～55	56	57	58
通貨	23.1	20.2	19.5	19.4	15.3	12.8	12.2	11.2
現金	8.3	6.8	6.6	6.5	5.2	4.4	4.2	4.0
要求払預金	14.8	13.4	12.9	12.9	10.1	8.4	8.0	7.2
定期性預金	45.6	43.0	46.4	49.3	53.0	54.7	53.7	53.3
民間金融機関預金	36.0	34.5	36.2	36.4	36.0	36.1	35.0	34.4
郵便貯金	9.6	8.5	10.2	12.9	17.0	18.6	18.7	18.9
信託	2.8	4.1	5.8	6.1	6.4	6.7	7.0	7.2
保険	11.0	12.2	13.0	13.0	13.3	14.2	14.6	15.1
有価証券	17.5	20.6	15.3	12.2	12.0	11.6	12.1	12.7
公共債	0.9	0.9	2.1	2.2	3.2	4.0	4.2	4.3
金融債	1.2	2.0	3.3	3.8	4.1	3.7	3.7	3.8
事業債	0.4	0.4	0.3	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4
株式	12.2	12.1	7.7	3.8	2.3	1.8	1.7	1.6
投資信託	2.7	5.2	1.9	1.8	1.8	1.6	2.0	2.6
金融資産計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

(注) 57, 58の計はその他を加えてある。

(資料) 日本銀行「資金循環勘定応用表」

## (2) 個人の資金調達

個人の資金調達についてみると、大きく分けて、住宅・土地を取得するための住宅ローンとそれ以外の目的で信用を受ける消費者信用がある。

住宅ローンについてみると、50年末の152兆円から57年末の559兆円へと残高が急増している。内訳をみると住宅金融公庫等の公的機関によるものが増加し、57年末では201兆円に達している。金融機関にとっては、親子二世代ローン等個人のニーズに応じた商品の開発等により安定的拡大をめざすことが必要となろう。

消費者信用については、まずその規模をみると、新規供与額、残高ともに近年急速に拡大しており、これをそれぞれ、家計最終消費支出、家計可処分所得に対比してみても、その比率は着実に高まっている。

この結果、消費者信用は、企業金融と並ぶ金融の大きな一つ分野に成長し、国民経済的にみても極めて重要な意義と機能を有している。

消費者信用を信用供与形態別にみると、消費者ローン・カードローン、個品割賦購入斡旋、ショッピングカードのシェアが拡大している。信用供与機関別にみると、信販会社、消費者金融専門業者のシェアが拡大し、金融機関のシェアは低下してきている。

このような信用供与形態の多様化とともに、信用供与機関も多様化してきており、消費者信用市場におけるいわゆるノン・バンクの果たす役割が大きくなってきている。

今後健全な消費者信用市場を育成するためにはどのような役割を果たしていくべきかについて、金融機関、与信業者、行政当局を含めて十分な検討が必要となろう。特に金融機関は、これまで企業融資が中心であったが、今後は消費者信用への取り組みも着実なものが求められる。なお、消費者信用の問題については、59年10月から、金融制度調査会において審議が開始されている。

### 消費者信用の家計部門における比重

(単位 兆円, %)

区分	昭和50年	51	52	53	54	55	56	57
消費者信用新規供与額(A)	9.8	11.1	12.9	14.9	17.7	20.1	21.7	26.3
家計最終消費支出(B)	83.9	94.5	104.9	115.1	126.1	136.3	143.7	154.0
(A)/(B)	11.7	11.7	12.3	12.9	14.0	14.7	15.1	17.1
消費者信用残高(C)	7.0	8.2	9.5	11.4	13.5	15.8	18.2	21.0
家計可処分所得(D)	107.8	121.8	132.9	144.9	155.1	168.8	178.9	187.1
(C)/(D)	6.5	6.7	7.1	7.9	8.7	9.4	10.2	11.2

(資料) 経済企画庁「国民経済計算年報」、日本割賦協会「日本の消費者信用統計」

### 信用供与形態別消費者信用残高

(単位 億円, %)

区分	昭和50年	51	52	53	54	55	56	57	構成比	
									50	57
消費者ローン・カードローン	15,492	18,120	21,546	25,396	33,236	44,950	54,526	67,555	22.0	32.2
提携ローン	5,324	6,006	6,638	8,617	9,406	10,245	12,045	13,296	7.6	6.3
質屋金融	680	700	720	750	720	750	740	770	1.0	0.4
預貯金担保貸付け等	22,236	24,684	28,882	33,358	33,957	36,350	39,273	42,222	31.5	20.2
郵貯ゆうゆうローン	700	900	1,020	1,150	1,250	2,510	2,840	3,129	1.0	1.5
自社割賦	20,791	24,462	26,926	30,530	35,145	34,873	36,197	37,124	29.5	17.8
個品割賦購入斡旋	2,736	3,987	5,864	9,117	14,739	20,124	26,594	33,893	3.9	16.2
ショッピングカード	1,918	2,478	3,112	4,077	5,320	6,922	8,584	10,250	2.7	4.9
マンスリークリアカード等	620	695	768	831	929	1,032	1,132	1,295	0.9	0.6
総計	70,497	82,032	95,476	113,826	134,702	157,756	181,931	209,534	100.0	100.0

- (注) 1. 消費者ローン・カードローンには分割返済の行われないもの(キャッシング)も含まれる。  
 2. 小売業者及びメーカー系販売金融会社の発行するクレジットカードに係る消費者信用残高は自社割賦に含まれる。  
 3. ショッピングカードは信販会社の発行するクレジットカードに係る消費者信用のうち分割返済の行われるものをいう。

(資料) 日本割賦協会「日本の消費者信用統計」

## 貯蓄の選択基準

(単位 %)

区分				安全性	流動性	その他
	収益性	利回り	値上り			
昭和						
45年	19.5	14.0	5.5	34.5	36.8	9.2
46	21.3	15.5	5.8	33.4	37.1	8.2
47	19.9	14.4	5.5	35.4	38.3	6.4
48	17.5	12.9	4.6	35.8	41.6	5.1
49	19.2	14.0	5.2	32.8	43.1	4.9
50	18.3	14.5	3.8	30.6	46.2	4.9
51	18.8	15.2	3.6	30.4	47.0	3.8
52	22.9	19.5	3.4	41.9	26.9	8.3
53	22.8	19.1	3.7	42.2	27.0	8.0
54	24.7	20.8	3.9	43.1	24.9	7.3
55	24.8	22.2	2.6	40.5	27.1	7.6
56	27.7	23.7	4.0	38.7	24.4	9.2
57	25.6	22.6	3.0	41.1	24.7	8.6
58	29.2	26.0	3.2	38.1	24.2	8.5
59	32.0	28.7	3.3	37.7	22.8	7.5

(資料) 貯蓄増強中央委員会「貯蓄に関する世論調査」

## 4. 金融自由化の進展とその環境整備

### (1) 新たな金融システムの構築

以上述べてきた諸要因等を背景として、現在金融の各分野において自由化が進展している。金融自由化の意義をマクロ的にとらえれば、経済・金融構造の変化に対応した新たな金融システムの構築ということとなる。この意味では、従来の規制の緩和または撤廃や新たな業務の開始など、いわゆる「自由化」ととどまらず、新たな規制の導入や従来の規制の見直しが必要な場合も生じよう。

即ち、金融の自由化のメリットは、価格メカニズムの活用による資金の効率配分の促進、自由な競争を通ずる金融期間の経営努力の促進などにある。しかし、このメリットを生かす大前提として、金融システム全体への信頼が確保されなければならないが、完全に市場原理に委ねることでこれが保証されるわけでない。このため「自由化」の手順及びテンポに十分配慮する必要があるほか、これに並行して信用秩序維持のための諸方策の整備を打っていく必要がある。

### (2) 諸外国における金融自由化の進展とその環境整備

我が国に先んじて金融自由化を進めた欧米諸国においては、預金金利等の自由化に伴い、信用秩序を維持するための諸方策の整備を行っている。

#### 西ドイツ

西ドイツにおいては、1966年から67年にかけて預金金利の自由化が行われたが、1973年から74年にはヘルシュタット銀行等の個人銀行の経営破綻が続出した。これを契機に、預金保険制度の改組・拡充、流動性危機におちいった銀行に対し流動性を供与するリコ・バンクの設立、大口信用規制の強化などが行われた（大口信用規制については、これをさらに強化する改正案が現在議会で提出されている）。

#### イギリス

イギリスでは、1971年に従来の預貸金金利協定(大手銀行間の紳士協定)が廃止され、金利が自由化された。その後1973年から75年にかけて小規模金融機関の経営破綻が生じた。このような状況を踏まえ、1981年にはイギリス初の銀行法が成立されたほか、預金保護制度の導入、自己資本比率等に関する指導の導入、資産の流動性に関する指導の見直し(負債面の残存期間を勘案した指標とする)などが行われた。

#### アメリカ

アメリカでは、1970年代から段階的に預金金利の自由化が行われ、1983年にはほぼ完全に自由化されるに至っている。この間に、FDICによる一預金者当り保険金支払限度額の引上げ、自己資本比率規制の導入・強化等が行われている。

### (3) 信用秩序維持のあり方

信用秩序の維持については、個別金融機関の健全経営を確保し、経営破綻を未然に防止するためのいわば事前的な方策と、一部の金融機関に経営破綻が生じた場合にそれが金融システム全体に与える影響を最小限にいとめるためのいわば事後的な方策について、それぞれ整備しておく必要がある。

#### 事前的方策

先に述べたように、国際業務の拡大によりカントリー・リスク、オペラビティ・リスク、為替変動リスク、金利変動リスクなどのリスクが増大している。また、国内店においても、CD、外貨預金等の市場性資金による資金調達の高まり、これは預金コストの上昇をもたらしているほか、資金調達の安定性の確保あるいは資産の流動性の維持の必要性を高めている。今後の金融の自由化の進展により、この傾向はさらに強まるものと予想される。

このような金融環境の変化に対しては、何よりも個別金融機関が自己責任原則の下に、自らの健全経営を確保していくことが要請されるが、行政当局においても、運用諸比率による指導の活用、金融機関検査の充実等により、これを確保していく必要がある。

#### 事後の方策

諸外国においては金融の自由化が進展していく過程で金融機関が経営破綻におちいった例がみられ、我が国においてもそのような事態が生じた場合の対応策を整えておく必要がある。具体的には、相互援助制度、預金保険制度の整備・拡充、さらには行政当局の対応のあり方などを検討しておく必要がある。

(筆者は銀行局調査課課長補佐)

## 短期金融市場等からの資金調達状況（58年度末）

（単位％）

項目 \ 業態	都市銀行	地方銀行	長期信用銀行	信託銀行	相互銀行	信用金庫
コール・マネー	6.7	0.8	3.4	19.9 (11.0)	0.2	0.0
売渡手形	2.8	0.1	-	0.0 (0.0)	-	-
売現先	0.1	0.1	-	0.8 (0.4)	0.1	0.2
CD	2.9	1.4	1.1	3.3 (1.8)	1.4	0.4
非居住者円預金・外貨預金	7.8	3.0	2.1	7.9 (4.4)	1.5	0.0
〔小計〕市場性資金比率	20.3	5.4	6.6	31.9 (17.6)	3.2	0.6
預金（非居住者円預金・外 貨預金を除く）	76.3	94.3	12.5	67.9 (37.5)	96.3	98.9
債権	1.6	-	80.8	-	-	-
信用金	1.8	0.3	0.1	0.2 (0.1)	0.5	0.5
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

（注）1. 国内店分のみ。の計数。

2. 信託銀行の（ ）内は、信託勘定を合計額に含めた場合の比率。

（資料） 日本銀行「経済統計月報」

最近における諸外国の金融機関の経営破綻に対する対応例

区分	イギリス	アメリカ		西ドイツ
	Secondary Banking Crisis	ペン・スクエア銀行	コンチネンタル・イリノイ銀行	ヘルシュタット銀行
時期	1973～1975年	1982年	1984年	1974年
対象金融機関	中小金融機関（対象金融機関26社、うち再建不能8社）	ペン・スクエア銀行（在オクラホマ州国法銀行、資産規模約4.4億ドル（1981年末））	コンチネンタル・イリノイ銀行（在シカゴ国法銀行、資産規模約420億ドル（1983年末））	ヘルシュタット銀行（在ケルン個人銀行、資産規模約20億マルク（1973年末））
主な要因	不動産投資の失敗による中小金融機関の経営危機が発端	エネルギー関連融資の不良債権化	エネルギー関連融資の不良債権化	外為先物取引による損失
対応措置	<p>&lt;救済のための組織&gt;                      イングランド銀行は、同行副総裁の下に、同行、ロンドン及びスコットランドのクリアリング・バンクの代表者を参集して、「信用管理委員会」（通称「救命艇」）を設置。</p> <p>&lt;救済条件&gt;                      同委員会は、経営危機に瀕した金融機関が再建の可能性があること、個人との取引が多いこと、救済を期待しうる大口債券者がいないことを条件に、ペナル・レートで救済融資を実行。ただし、上記条件を欠く金融機関は同委員会による救済融資の対象外（ピーク時の融資供与残高1,182百万ポンド（1974年12月））。</p>	<p>1982年7月同行の経営破綻が表面化。同行は資産内容が著しく悪化しており、かつ同行の債権・債務を承継する適当な候補もなかったことから、通貨監督官は同行を閉鎖。</p> <p>管財人であるFDICは、同行の預金口座数が多いことを考慮し、混乱を避けるため、FDICによる預金直接支払いではなく、預金保険国法銀行を設立し預金の払戻しに応じた。</p>	<p>&lt;第1次救済策（5月）&gt;                      総額20億ドルの資金供与（FDIC15億ドル、商業銀行グループ5億ドル）                      商業銀行グループによるクレジット・ラインの設定（総額55億ドル）等</p> <p>&lt;第2次救済策（7月）&gt;                      経営首脳陣の交代                      FDICによる同行不良資産（45億ドル）の買取り（買取価格35億ドル）                      FDICが同行の持株会社の無議決権株を10億ドルで取得                      商業銀行グループによるクレジット・ラインの存続等</p>	<p>銀行監督局長官、プンデスバンク総裁、州中央銀行総裁の3者が中心となって再建策を協議し、3大銀行にも協力を要請したが拒否され再建を断念。銀行監督局による同行の免許の取消し。</p>

（資料）大蔵省